

## 光とくとくルーム契約約款

集合住宅オーナー様（以下「オーナー様」と）と、南九州ケーブルテレビネット株式会社（以下「MC T」という。）は、別紙「光とくとくルーム契約書」（以下「契約書」という。）に定める物件（以下「本物件」という。）に対して、MC Tのサービスを提供するにあたり下記のとおり契約を締結します。

### （契約の単位）

第1条 MC Tは、契約書に定める物件（1建物）ごとに1つの契約を締結します。

### （契約の成立）

第2条 オーナー様が光とくとくルーム契約約款（以下「本約款」という。）を承諾の上、契約書に必要な事項を記入・押印し、契約書をMC Tが受領したときに成立します。

2 前項の規定にかかわらず、次の場合には契約の不承諾、契約成立後でも当社による即時解約要件とします。

- （1） 契約者回線を設置し、又は保守をすることが技術上著しく困難なとき。
  - （2） 本サービスの利用の申し込みの際に虚偽の届け出をしたことが判明した場合。
  - （3） 申込者が振り出した手形または小切手が不渡りとなったとき、もしくは申込者が公訴公課の滞納処分を受け、または支払の停止もしくは仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算開始の申立があるなど本サービスの利用料金等の支払を怠るおそれがあることが明らかとなるときまたは債務の履行が困難と想定されるとき。
  - （4） 本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカードまたは申込者が指定する預金口座の利用が認められない場合。
  - （5） 申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法第17条第1項の審判を受けた被補助人の何れかであり、入会申込の際に法定代理人、後見人、補助人または保佐人の同意等を得ていなかった場合。
  - （6） 申込者が、申し込み以前に当該本サービスの提供に関する利用契約が当社から解約されている場合、または本サービスの利用が申し込みの時点で一時停止中である場合。
- 3 前項の要件により即時解約となった場合、工事にかかる費用および現状復旧にかかる費用はすべて所有者へ請求します。

### （サービス内容）

第3条 MC Tは、提供するサービスの内容を別表1「光とくとくルーム」サービス内容に定め、本物件に対し「契約書」にて選択したサービスを提供します。また、サービス内容の変更は再度「契約書」の記入・捺印した契約書の申込みが必要です。

（設備の設置及び費用の負担）

第4条 MCTは、本物件の外壁や共用収納盤へ別表5に定める設備の設置を行います。

2 オーナー様は、別表5に定める機器を本物件に設置することを承諾する事とし、かつ工事費を全額負担するものとします。

（保守範囲及び維持管理）

第5条 本物件における責任分界点について、光インターネットは通信用回線終端装置（D-ONU）のLAN端子までとし、光テレビは映像用回線終端装置（V-ONU）の出力端子までとします。

2 本物件のMCTが行う保守範囲は別表4に定める通り、同軸モデム方式での光インターネットは高速同軸モデム子機のLAN端子まで、LAN方式は共用ルーターまたは住戸への共用スイッチングハブのLAN端子まで、光テレビは住戸のテレビ端子までとします。

3 別表5に定める設備の維持管理は、MCTが責任を負い維持管理費用についてもMCTが負担するものとします。但し、故意、または過失により設備を毀損した場合は当該行為者、またはオーナー様へ費用を請求する場合があります。

4 本物件について、オーナー様または不動産などの管理会社は、本契約を締結している期間、本物件への入退去者の情報をMCTと共有するものとします。

（個人情報の取り扱い）

第6条 MCTは、オーナー様および入居者に係る個人情報について、MCTが定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

2 MCTは、個人情報を次に掲げる目的のために利用するものとします。

①オーナー様の確認、MCTサービスを提供するための工事の施工等の業務、設備の維持管理、変更・解約等に関する諸手続き、及び料金請求や収納業務などのため。

②入居者の確認、サービスを提供するための工事の施工等の業務、設備の維持管理業務などのため。

③オーナー様に電子メール、郵便等により、又は電話することにより、MCTサービス、及び業務連携先などの商品やサービス等の情報を提供するため。

④オーナー様から個人情報の取り扱いに関する同意を求めるために、電子メール、郵便等により送付し、または電話することのため。

⑤上記①～④の他、オーナー様から同意を得た場合において、その範囲内で利用するため。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあってはその限りではないものとします。

①法令に基づく場合。

②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、オーナー様および入居者の同意を得ることが困難である時。

③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、オーナー様および入居者の同意を得ることが困難である時。

④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、オーナー様および入居者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4 MC Tは、本契約の解除日より7年を限度として、第2項各号に定める利用目的のために個人情報を取り扱うものとします。但し、契約者であった時のMC Tサービスの利用に係る債権・債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合には7年の限度を超えて利用することができるものとします。

5 MC Tは、第2項各号に規定する利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を業務委託先に預託できるものとします。

6 MC Tは、次に掲げる場合を除き、第三者に個人情報を提供しないものとします。

①オーナー様および入居者の同意を得ている場合。

②オーナー様のMC Tサービス利用に係る債権・債務の特定、支払い及び回収のため必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関に個人情報を開示する場合。

③刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第218条（裁判官の発する令状による差押等）その他、同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には当該処分の定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が充足された場合。

④債権譲渡のために、必要な範囲で債権の譲渡先に個人情報を開示、提供する場合。

#### （個人情報の取扱い委託）

第7条 MC Tは、契約者個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することがあります。

2 前項の委託をする場合は、オーナー様および入居者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。

#### （個人情報の漏えい等があった場合の措置）

第8条 MC Tが取り扱う個人情報の漏えいがあった場合には、速やかに、その事実関係を本人に通知します。

2 MC Tが取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損があった場合には、速やかにその事実関係及び再発防止対策につき公表します。

3 前2項の規定は、通知又は公表することにより、第6条第3項各号に該当する場合にはこの限りではありません。

#### （初期導入費用）

第9条 本物件については、契約時に初期費用として33,000円（税込）が必要です。また、導入の際に関する導入工事費用も別途必要です。

#### (利用料金)

第10条 オーナー様は、その契約に基づいてMC Tがサービスの提供を開始した日の翌月より利用料金の支払いを要します。

2 利用料金は別表2に定める金額とし、導入する物件がマンションやアパート物件は世帯数、病院・福祉施設・公共施設などの施設はテレビ端子数を適用します。

3 指定口座より利用料の振替が出来なかった場合、翌月にコンビニ支払い専用ハガキを郵送いたします。お支払い期限を確認の上、指定しているコンビニにて「支払い延滞手数料 353 円（税込）/月」を含めた全額をお支払いください。支払い期限までにお支払いが確認できなかった場合は第19条の取り扱いとなります。

4 物価の変動等の事由により、MC Tはとくとくルーム利用料の改定をすることがあります。この場合、2カ月前までにMC Tはオーナー様へ通知をします。

5 サービスを提供している期間において、MC Tが維持管理を要する区分の設備の故障などの理由により、光とくとくルームサービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき、そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する利用料の支払いを要しないこととします。

#### (設置場所の無償使用)

第11条 オーナー様は、MC Tがサービスを提供するために必要な設備を設置する場所について、事前に同意を得た場所を無償で占有することに同意するものとします。

#### (貸与機器の管理)

第12条 オーナー様は、住戸に設置する貸与機器（高速同軸モデム子機）について、本物件の備品として責任をもって管理するものとします。万が一通信機器が破損または盗難・紛失した場合、オーナー様はMC Tに対して別表3に定める損害金を支払うものとします。

#### (緊急対応)

第13条 本物件については、設備の故障やテレビ受信障害、並びにインターネット等の通信障害が生じた場合、オーナー、管理会社、加入者様より連絡が有り次第、MC T社員を速やかに派遣し、交換及び修理し正常な状態へ復旧させます。復旧の際に発生した費用に関しては、MC Tが負担いたします。但し、故意、または過失により設備を毀損した場合は当該行為者、またはオーナー様へ費用を請求する場合があります。

2 オーナー様は、MC T社員またはMC Tの指定業者が、本物件の検査、修復を行うために、オーナー様の敷地、本物件等への立ち入りおよび使用について便宜を供するものとします。また、設備の維持管理の必要上、MC Tのサービスを一時的に停止がある事を承認するものとします。

(サービスの停止)

第14条 入居者がインターネットサービスを用い次の各号に定める行為を行った場合、サービスを停止します。

- ①公序良俗に反する行為
- ②犯罪行為及びそれに結びつく行為
- ③第三者の権利、財産又はプライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- ④他者に不利益を与える行為、又は誹謗中傷する行為
- ⑤法令に違反し、又は違反するおそれのある行為
- ⑥上記各号の他、インターネット接続サービスの運営を妨げる全ての行為
- ⑦前各号のほか、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行若しくはMC Tの電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき

(サービスの変更、停止による損害の賠償)

第15条 MC Tは、第3条のサービスについて、やむを得ない事情により予告なくサービスを変更し、もしくは停止し、または不測の事故や自然災害等MC Tの責に帰することのできない事由によるものに基づきサービスを提供できなくなった場合、損害の賠償責任を負わないものとします。

2 第14条の規定によりインターネットサービスの停止を行った場合も、損害の賠償責任を負わないものとします。

(契約の期間)

第16条 「光とくとくルーム」を選択頂いた物件については、本契約の有効期間を、利用開始月から5年間とし、契約期間満了の2ヶ月前迄に、オーナー様またはMC Tいずれからも書面による意思表示がない場合には、自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。

(サービスの無断使用禁止)

第17条 オーナー様は、MC Tの「光とくとくルーム」で提供する全てのサービスを無断で第三者に有料提供することを禁止します。

(解約)

第18条 オーナー様が本契約を解約する場合は、解約希望日の2ヶ月前に書面により、MC Tにその旨を申し出るものとします。「光とくとくルーム」の解約の場合、外線撤去工事費用として19,800円をMC Tへ支払うものとします。

2 オーナー様は、前項による解約の場合、MC Tに本設備の撤去工事費用ならびに、解約希望日の月末までの、第4条に定めるとくとくルーム利用料を支払うものとします。

3 「光とくとくルーム」のオーナー様より解約の申し出があった場合は、解約同月までの対象物件として扱います。解約の翌月より対象物件から除外になります。なお、解約に際して利用料の返金等は

一切ありません。

4 「光とくとくルーム」のオーナー様より解約の申し出があった場合は、貸与機器の回収撤去を行います。解約後のテレビ視聴に関してはオーナー様にてアンテナ等設備への切替工事、各戸のテレビ設定等を実施する事とします。なお、切替に伴う費用に関しては全てオーナー様負担とします。

5 「光とくとくルーム」の利用料が2ヶ月分未納となりますと、サービス停止となります。サービス停止期間中は「光とくとくルームサービス」の対象物件から除外となります。サービス停止後、30日以内に全額お支払いがない場合は契約解約となります。

6 「光とくとくルーム」を選択頂いた物件については、解約に際して、第16条に定める契約期間内の場合、残りの当該最低利用期間に対応する月額利用料金を違約金とし、MC Tへ支払うものとします。

違約金 = 当該最低利用期間の残月数 × 月額利用料金

7 オーナー様が反社会的勢力またはその共生者と判明した場合、直ちに契約を解除し前項1～8項に基づき処理いたします。なお、これにより生じた損害についてMC Tは一切責任を負わないものとします。

（義務違反によるサービスの停止および契約の解約）

第19条 オーナー様またはMC Tに本契約に違反する行為があった場合、その相手方は改善の勧告を行い、これに応じないときには本契約を解約できるものとします。

2 前項についてMC Tの勧告後またはオーナー様の理由によりMC Tからオーナー様への勧告通知が到達しない場合には、MC Tはサービスの提供を停止し、もしくは設備を撤去し、または解約できるものとします。

3 オーナー様の違反による解約については、第19条第2から8項の規定を準用するものとします。

4 オーナー様の契約違反によるサービスの停止および本契約の解約については、オーナー様が責任をもって本物件の入居者へ案内を行うものとし、MC Tは損害の賠償等の責任を負わないものとします。

（原状復帰と専用機器の返還）

第20条 本契約の有効期間が満了した場合または前19条により本契約を解約した場合、MC Tの原状復帰の範囲は、MC TがMC Tの設備をオーナー様の敷地内より除去するものに限定し、共同受信アンテナ設置またはオーナー様の設備の原状復帰は、MC Tの原状復帰の範囲に含まないものとします。

（定めなき事項）

第21条 この契約規約に定めてない事項が問題となった場合や、この契約について疑義が生じた場合には、オーナー様とMC Tはお互いに信義誠実の原則に立って、円満な解決に努めるものとします。

（管轄裁判所）

第22条 法的紛争が生じた場合には、

MC Tの本店所在地を管轄する裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

（準拠法）

第23条 この契約約款に関する準拠法は日本国の国内法とします。

(契約内容の変更)

第 24 条 MCT は、総務大臣に届け出た上で約款を変更することがあります。変更後の約款がお客様に周知できない場合でも、変更後の約款に基づいてサービスを提供することとします。お客様は、最新の約款を MCT に請求して入手していただくか、または、MCT のホームページ (<http://www.mct.jp/>) から入手していただくこととします。

附則

この約款は、令和 5 年 3 月 1 日より施行します

(改訂実施日)

令和 6 年 6 月 27 日改定

(修正内容)

- ① 「光とくとかくルーム」サービスの一部追加に伴う第 3 条（サービス内容）第 4 条（設備の設置及び費用の負担）5 条（保守範囲及び維持管理）、第 10 条（月額利用料）第 11 条（設置場所の無償使用）第 12 条（通信機器の管理）第 14 条（サービス停止）及び別表 1、別表 2—1、2—2、別表 4—1、4—2 を修正、別表 5—1、5—2 を追加
- ② 第 17 条（一時休止）はひかりサービスとなる為、一時撤去回収が不可能である為、

令和 7 年 3 月 5 日改定

(修正内容)

- ① 別表 5—3 の追加に伴い、表示を別表 5 へ修正
- ② 別表 4—3 の追加に伴い、表示を別表 4 へ修正
- ③ HCNA 方式を同軸モデム方式へ修正
- ④ HCNA 子機を高速同軸モデムへ修正
- ⑤ 光とくとかくルーム HCNA を光とくとかくルーム同軸へ修正
- ⑥ 別表 2—3 の追加に伴い、表示を別表 2 へ修正
- ⑦ 別表 2 料金表の光テレビ・光ネット・世帯当たりの項目を削除
- ⑧ 別表 1 光とくとかくルームサービス内容に、光とくとかくルームベーシックを追加
- ⑨ 別表 4—3 光とくとかくルームベーシック構成図を追加
- ⑩ 第 10 条（料金の支払い義務）へ修正
- ⑪ 第 10 条 4 項を追加

令和 7 年 4 月 1 日改定

(修正内容)

- ① 別表 2 の項目名及び単位を修正
- ② 第 10 条 2 項 世帯/端子数の区分を追加

別表1 光とくとくルームサービス内容

| プラン名              | テレビ放送サービス                                             |                                                                                      | インターネットサービス                                      |
|-------------------|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
|                   | 提供可能チャンネル                                             | 提供不可チャンネル                                                                            | 通信速度                                             |
| 光とくとくルーム<br>同軸    | (地デジ)<br>NHK、民放各局放送                                   | (BS)                                                                                 | (上位側回線)<br>1Gbps<br><br>(住戸)<br>100Mbps          |
| 光とくとくルーム<br>LAN   | (自主制作放送)<br>MCT コミュニティチャンネル<br><br>(BS)<br>NHK、民放各局放送 | グリーンチャンネル<br>BS アニマックス<br>J SPORTS1・2・3・4<br>WOWOW プラス<br>日本映画専用チャンネル<br>ディズニー・チャンネル | (上位側回線)<br>1Gbps<br><br>(住戸)<br>1 Gbps を全戸で共有    |
| 光とくとくルーム<br>ベーシック | (BS4K)<br>NHK、民放各局放送                                  | (BS8K)<br>NHK                                                                        | (上位側回線)<br>0.1Gbps<br>回線監視用途<br><br>(住戸)<br>提供不可 |

※表記速度はいずれも下り上りの理論値です

別表2-1 光とくとくルーム同軸 利用料 (同軸モデム通信方式)

| 世帯/端子数                      | 月額     |
|-----------------------------|--------|
| 8 以下                        | 10,560 |
| 9                           | 11,880 |
| 10                          | 13,200 |
| 11                          | 14,520 |
| 12                          | 15,840 |
| 13 以降 1,320 円×世帯/端子数＝月額利用料金 |        |



別表 2-2 光とくとくルーム LAN 利用料 (LAN 方式)

| 世帯/端子数                                                       | 月額     |
|--------------------------------------------------------------|--------|
| 5 以下                                                         | 6,600  |
| 6                                                            | 7,920  |
| 7                                                            | 9,240  |
| 8                                                            | 10,560 |
| 9                                                            | 11,880 |
| 10                                                           | 13,200 |
| 11                                                           | 14,520 |
| 12                                                           | 15,840 |
| 13 以降 $1,320 \text{ 円} \times \text{世帯/端子数} = \text{月額利用料金}$ |        |

別表 2-3 光とくとくルームベーシック

| 世帯/端子数                                                                                   | 月額    | 世帯/端子数 | 月額     |
|------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------|--------|
| 10 以下                                                                                    | 5,500 | 21     | 10,120 |
| 11                                                                                       | 5,940 | 22     | 10,340 |
| 12                                                                                       | 6,380 | 23     | 10,560 |
| 13                                                                                       | 6,820 | 24     | 10,780 |
| 14                                                                                       | 7,260 | 25     | 11,000 |
| 15                                                                                       | 7,700 | 26     | 11,220 |
| 16                                                                                       | 8,140 | 27     | 11,440 |
| 17                                                                                       | 8,580 | 28     | 11,660 |
| 18                                                                                       | 9,020 | 29     | 11,880 |
| 19                                                                                       | 9,460 | 30     | 12,100 |
| 20                                                                                       | 9,900 |        |        |
| 31 以降 $12,100 \text{ 円} + ((n \text{ 世帯/端子} - 30) \times 330 \text{ 円}) = \text{月額利用料金}$ |       |        |        |
| 80 以降 28,600 円 月額利用料金                                                                    |       |        |        |

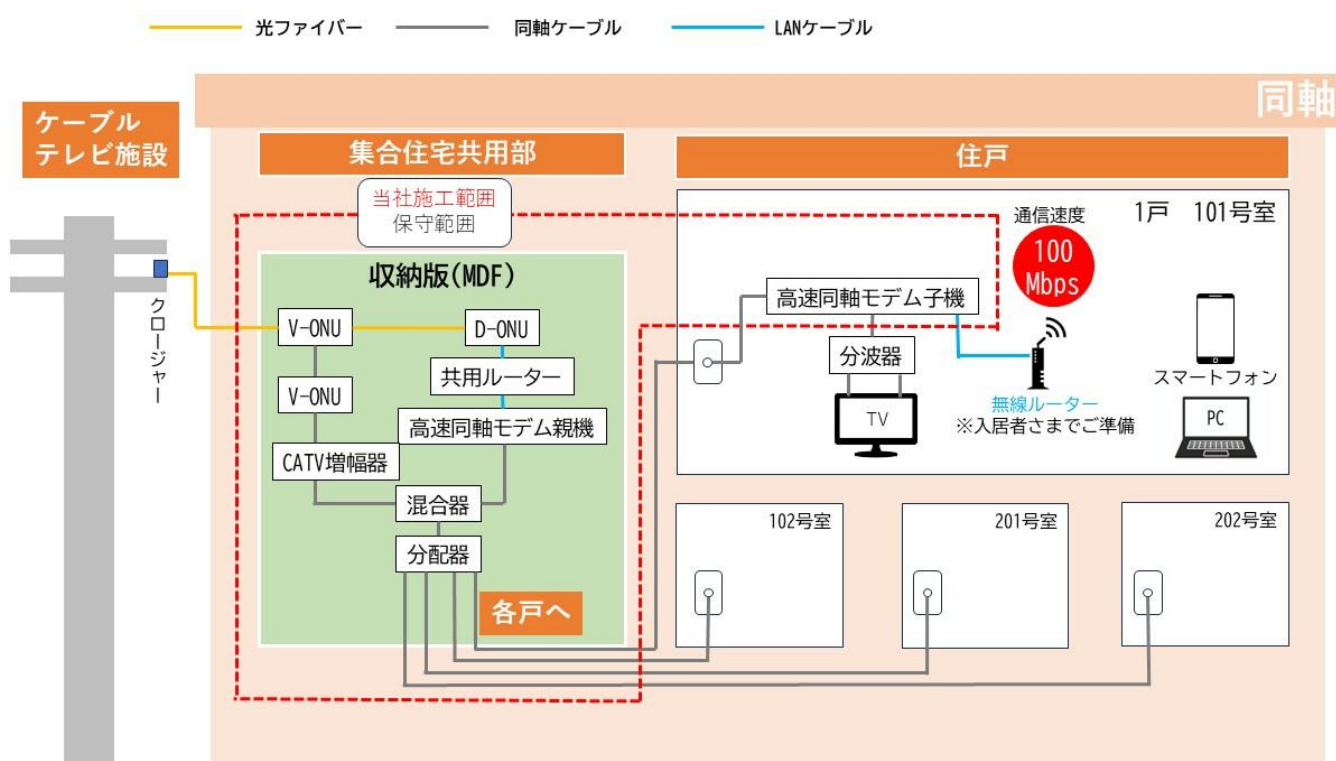
別表 3 損害金（不課税）

|                  |            |
|------------------|------------|
| 映像用回線終端装置（V-ONU） | 6,600 円/台  |
| 通信用回線終端装置（D-ONU） | 12,800 円/台 |
| 高速同軸モデム 親機       | 38,400 円/台 |
| 高速同軸モデム 子機       | 16,500 円/台 |

別表 4-1 同軸モデム通信方式における構成図

共用ルーターから住戸までの間を同軸ケーブルとを用いてインターネットサービスを提供する方式です。

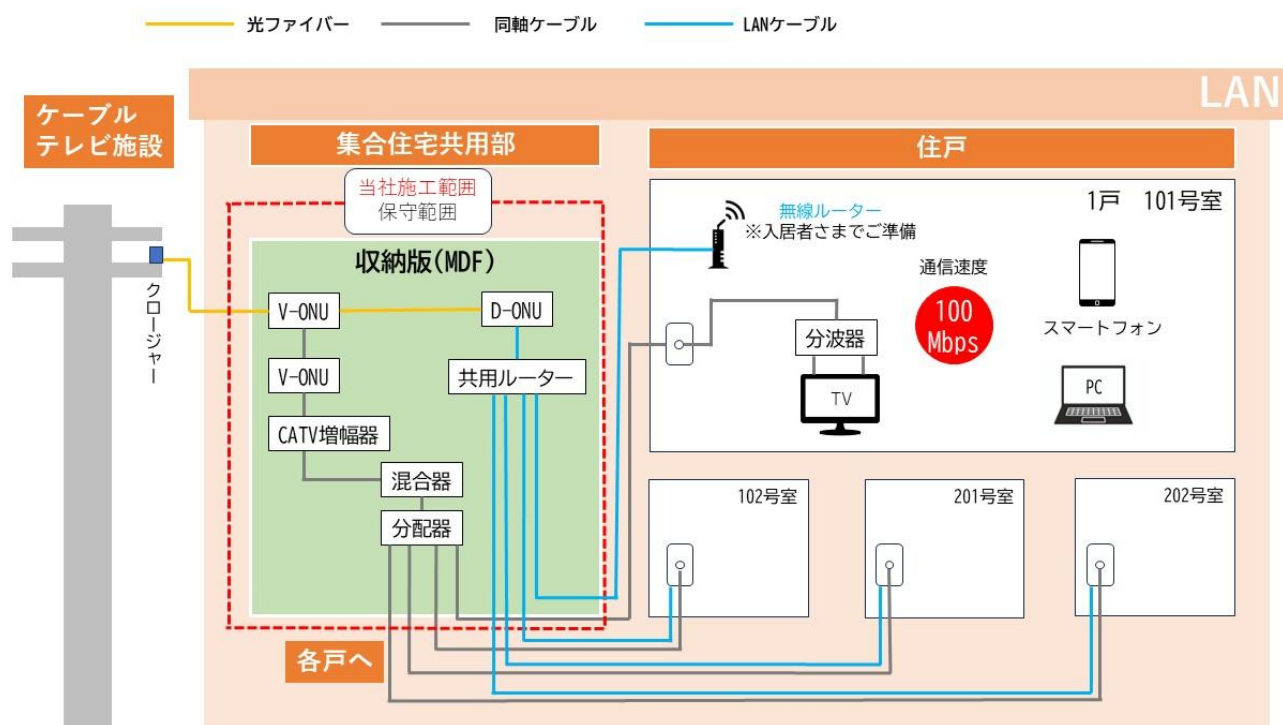
※建物の構造上によって機器の増減が必要な場合があります。



別表 4-2 LAN 方式における構成図

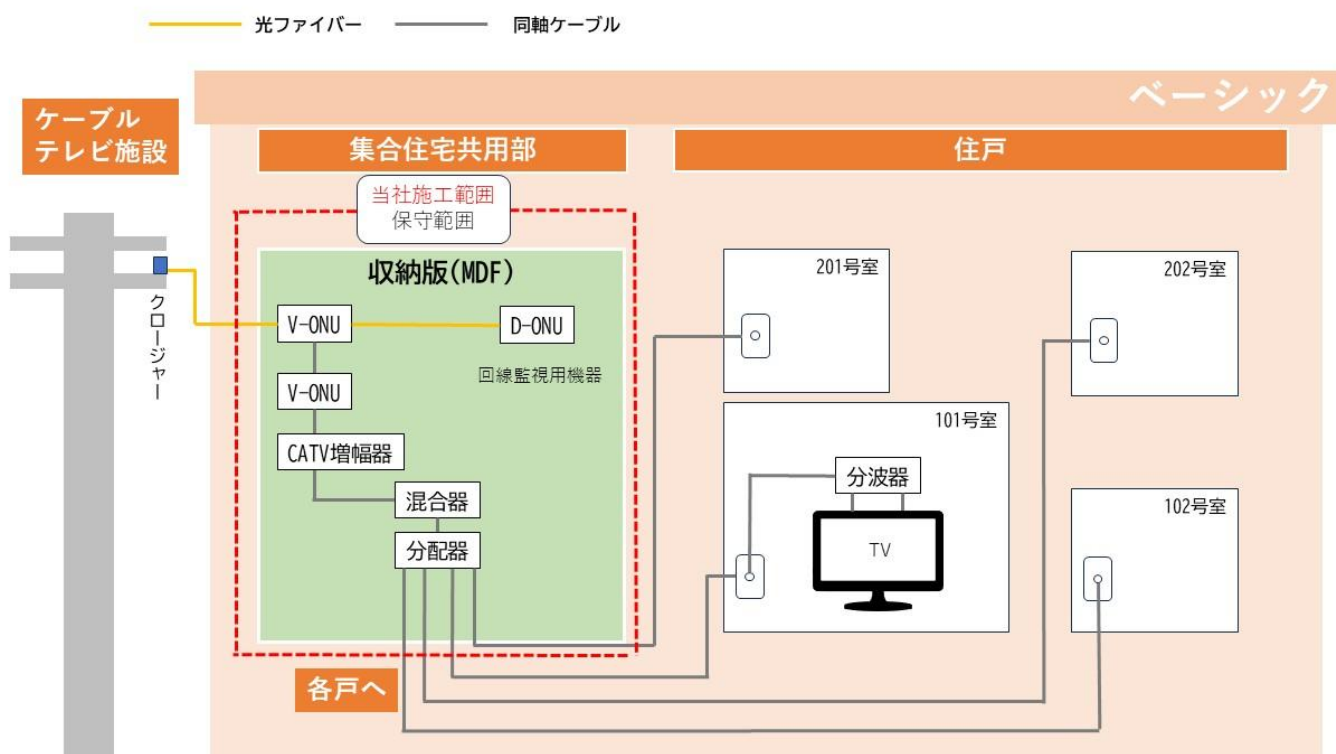
共用ルーターから住戸までの間を LAN ケーブルを用いてインターネットサービスを提供する方式です。

※建物の構造上によって機器の増減が必要な場合があります。



別表 4-3 光とくどくルームベーシック構成図

※建物の構造によって CATV 増幅器の増減が必要な場合があります。



別表 5-1 光とくとくルーム同軸 設備

| 設備                   | 設置場所 | 提供形態      | 維持管理  |
|----------------------|------|-----------|-------|
| 映像用回線終端装置<br>(V-ONU) | 収納盤  | 貸与 (レンタル) | MCT   |
| 通信用回線終端装置<br>(D-ONU) | 収納盤  | 貸与 (レンタル) | MCT   |
| 収納盤                  | 外壁   | 販売        | 物件所有者 |
| CATV 増幅器             | 収納盤  | 販売        | MCT   |
| 混合器                  | 収納盤  | 販売        | 物件所有者 |
| 分配器                  | 収納盤  | 販売        | 物件所有者 |
| 電源コンセント              | 収納盤  | 販売        | 物件所有者 |
| 高速通信モデム親機            | 収納盤  | 貸与 (レンタル) | MCT   |
| 高速通信モデム子機            | 住戸   | 貸与 (レンタル) | 物件所有者 |
| WIFI ルーター            | 住戸   | 販売        | 入居者   |
| 分波器                  | 住戸   | 販売        | 入居者   |

別表 5-2 光とくとくルーム LAN 設備

| 設備                   | 設置場所 | 提供形態      | 維持管理  |
|----------------------|------|-----------|-------|
| 映像用回線終端装置<br>(V-ONU) | 収納盤  | 貸与 (レンタル) | MCT   |
| 通信用回線終端装置<br>(D-ONU) | 収納盤  | 貸与 (レンタル) | MCT   |
| 収納盤                  | 外壁   | 販売        | 物件所有者 |
| CATV 増幅器             | 収納盤  | 販売        | MCT   |
| 混合器                  | 収納盤  | 販売        | 物件所有者 |
| 分配器                  | 収納盤  | 販売        | 物件所有者 |
| 電源コンセント              | 収納盤  | 販売        | 物件所有者 |
| 共用ルーター               | 収納盤  | 販売        | MCT   |
| 共用スイッチングハブ           | 収納盤  | 販売        | MCT   |
| LAN ケーブル             | 物件内  | 販売        | 物件所有者 |
| LAN 端子               | 住戸   | 販売        | 物件所有者 |
| WIFI ルーター            | 住戸   | 販売        | 入居者   |
| LAN ケーブル             | 住戸   | 販売        | 入居者   |
| 分波器                  | 住戸   | 販売        | 入居者   |

別表5-3 光とくともくろームベーシック設備

| 設備                   | 設置場所 | 提供形態     | 維持管理  |
|----------------------|------|----------|-------|
| 映像用回線終端装置<br>(V-ONU) | 収納盤  | 貸与（レンタル） | MCT   |
| 通信用回線終端装置<br>(D-ONU) | 収納盤  | 貸与（レンタル） | MCT   |
| 収納盤                  | 外壁   | 販売       | 物件所有者 |
| CATV 増幅器             | 収納盤  | 販売       | MCT   |
| 混合器                  | 収納盤  | 販売       | 物件所有者 |
| 分配器                  | 収納盤  | 販売       | 物件所有者 |
| 電源コンセント              | 収納盤  | 販売       | 物件所有者 |